

第5次高山市男女共同参画基本計画の素案について

1. 策定の趣旨

第4次高山市男女共同参画基本計画が平成31年度で終了するため、現状と課題を踏まえ、新たな計画を策定する。

なお、策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」、高山市第八次総合計画との整合を図るものとする。

2. 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき策定する計画
- (2) 高山市男女共同参画推進条例第8条に基づき「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画」として策定する計画
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づき策定する計画
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づき策定する計画

3. 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

4. 現状と課題 別紙1

5. 今後の方向性と主な取り組み 別紙2

6. 計画の構成 別紙3

7. 今後の予定

令和2年2月～ パブリックコメント  
高山市男女共同参画推進懇話会  
3月 計画の策定・公表